

令和2年12月

令和3年度 松本市立博物館学芸員実務実習 募集要項

松本市立博物館

1 趣旨

この実習は、博物館法第5条第1項第1号及び第2号により学芸員となるための資格取得を目指す者を対象に、博物館法施行規則第2条第1項により実施する博物館実習である。令和3年度における当館の博物館実習は、登録博物館である松本市立博物館と、その分館で共同実施する。講義及び一部の実習を松本市立博物館で一括実施するほか、主に実務に係る実習を分館施設で実施する。

2 実習内容

博物館の役割・施設と機能、資料収集・保存、整理、資料取扱概要、展示準備・作業、教育普及準備・実施、環境管理、野外調査などに係る講義と基礎的な実務（催事等に照らし日程及び内容を決定）

3 実習時期

令和3年8月下旬～9月下旬のうち5日間程度

午前8時30分から午後5時15分まで

※2日を松本市立博物館、3日を分館施設にて実施予定

※実習は平日のほか、土日に行う場合あり。また、場合により実習時間を延長する。

4 実施予定施設

松本市立博物館及び下記分館施設

国宝旧開智学校校舎、松本民芸館、松本市立考古博物館、松本市はかり資料館、旧制高等学校記念館、重要文化財馬場家住宅、松本市歴史の里、松本市時計博物館、松本市山と自然博物館、松本市四賀化石館、県宝旧山辺学校校舎のいずれか

※人事異動等により実施予定施設（分館）には変更が生じる場合がある。

5 募集定員

5人程度

6 募集条件

- (1) 松本市の出身者または松本市に所在する大学等に籍を置き、現在大学等において「文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位」を修得している者

- (2) 公共交通機関もしくは徒歩、自転車等で松本市立博物館及び実務実習施設まで通勤可能な者（自動車通勤は原則不可）
- (3) 全期間受講できること（大学の講義・他実習等による欠席は認めない）
- (4) 学芸員資格を取得し、学芸員として活動していく意思のある者
- (5) 実習日初日の2週間前から長野県内への滞在が可能な者

7 選考書類受付期間

令和2年12月14日（月）から令和3年1月22日（金）まで ※必着

8 書類選考のための提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類

実務実習希望調書（所定の書式）

※松本市立博物館が定める様式をA4用紙に片面印刷し、記入すること。

（様式は当館ホームページ(<http://www.matsu-haku.com/>)よりダウンロード)

(2) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

郵送

イ 提出先

〒390-0873

長野県松本市丸の内4-1

松本市立博物館 学芸員実務実習担当あて

※封筒の表に「博物館実習希望書類在中」と朱書きすること。

9 選考結果

館内で審査の上、令和3年2月初旬に本人に郵送にて連絡

10 その他

- (1) 実習期間中に、教材並びに実習資材の必要経費（3千円程度）を徴収する。
- (2) 実習に伴う交通費及び滞在費は、別途各自負担とする。
- (3) 新型コロナウイルス等の感染防止対策として、社会情勢に応じやむなく実習を中止または延期する場合あり。

11 問合せ・申込み先

松本市立博物館 学芸員実務実習担当 武井 成実（たけい・なるみ）
本間 花梨（ほんま・かりん）

住 所 〒390-0873
長野県松本市丸の内4番1号

T E L 0263-32-0133

F A X 0263-32-8974

E-mail mcmuse@city.matsumoto.lg.jp